

## HUMAP留学生等交流推進制度(海外インターンシップ)奨学金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、HUMAP留学生交流推進制度(海外インターンシップ)実施要領(以下「実施要領」という。)第9条の規定に基づき、HUMAP留学生に対する奨学金の支給等に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、「HUMAP派遣留学生(海外インターンシップ)」とは、兵庫県内の大学が、HUMAP協定に基づき、当該大学(以下「在籍大学」という。)に在籍したまま、海外の大学(以下「派遣先大学」という。)へ派遣する学生をいう。

### (支給内容)

第3条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「本機構」という。)は、HUMAP留学生として採用が決定された者に対し、奨学金を支給する。

### (支給対象者)

第4条 前条に規定する支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、実施要領第8条の規定に基づき、HUMAP留学生として採用が決定された者とする。

### (奨学金)

第5条 奨学金は、在籍大学を通じ、支給対象者に支給する。

### (奨学金の額)

第6条 奨学金の支給額は、月額8万円とし、日割り計算は行わないものとする。

### (奨学金の支給期間)

第7条 奨学金の支給期間は、第2条に規定する派遣期間内で、HUMAP留学生として採用が決定された際に本機構から通知した期間とする。

### (奨学金の支給申請方法)

第8条 在籍大学の長は、支給対象者の申請に基づき、HUMAP留学生交流推進制度(海外インターンシップ)奨学金支給申請書(別紙様式1。以下「奨学金支給申請書」という。)をとりまとめ、原則として各期(I期・II期・III期)の初めの月(4月、8月、12月)の前月の10日までに本機構理事長(以下「理事長」という。)あて提出するものとする。ただし、第1回目の請求は、当該期の途中で行うことができるものとする。

### (奨学金の支給方法)

第9条 理事長は、前条により提出のあった奨学金支給申請書を審査の上、在籍大学の長が銀行振込依頼書(別紙様式2)で指定した銀行口座に、奨学金を振込み送金する。  
2 在籍大学の長は、前項により受領した奨学金を、支給対象者の在籍を確認した上で、毎月送金するものとし、その際、支給対象者から受領書(様式は任意とする。)を徴収し、保管するものとする。

### (奨学金の支給期間の変更)

第10条 前条に規定する奨学金の支給期間の変更は、原則として認めない。ただし、在籍大学の長がHUMAP留学生交流推進制度(海外インターンシップ)派遣期間変更申請書(別紙様式3)を本機構に提出し、相当の理由によるものであると理事長が判断した場合に限り、その変更を認める。

(奨学金を支給しない場合)

第11条 支給対象者が、奨学金の支給期間中、月の初めから終わりまで、派遣先国・地域にいない場合には、当該月の奨学金は支給しないものとする。

(奨学金の返納)

第12条 奨学金の支給後に、支給対象者が次の第1号に掲げる資格を失った場合、又は第2号及び第3号に掲げる条件を満たさなくなった場合は、奨学金を返納させるものとする。

- (1) 派遣先大学の所在国・地域に滞在するにあたり「留学査証」を持つ者
- (2) 経済的理由により自費のみでの留学が困難な者
- (3) 奨学金の支給期間終了後、在籍大学に戻り、学業を継続する者又は在籍大学の学位を取得する者

2 前項に定める場合のほか、奨学金の支給後に、支給対象者に次の各号に掲げる事由が生じた場合は、奨学金を返納させるものとする。

- (1) 月の初めから終わりまで、派遣先国・地域にいなかった場合
- (2) その他相当の理由により、返納の必要がある場合

3 前2項の規定により返納させる額は、第1項に該当する場合は支給した奨学金の全額、第2項第1号に該当する場合は当該月の奨学金に相当する額、及び同項第2号に該当する場合はそれぞれの理由に応じた相当額とする。

(受給証明書の発行)

第13条 在籍大学の長は、支給対象者の申請に基づき、本機構に代わって、奨学金受給証明書(別紙様式4)を発行できるものとし、その際、必ず控えを取り、保管するものとする。

(支給対象者の辞退)

第14条 支給対象者は、在籍大学の長を通じ、渡航前にHUMAP留学生としての採用を辞退することができる。

2 在籍大学の長は、前項の規定により採用辞退の申し出があった場合は、HUMAP留学生交流推進制度(海外インターンシップ)採用辞退届(別紙様式5)を理事長に提出する。この場合において、在籍大学又は支給対象者がすでに奨学金を受領しているときは、速やかに本機構に返還させるものとする。

(支給対象者の資格及び条件の変更)

第15条 支給対象者に関して、在籍大学が当該者をHUMAP留学生候補者として推薦した際に提出した当該者の資格等に関する書類の内容に変更が生じた場合は、在籍大学は、速やかにHUMAP留学生交流推進制度(海外インターンシップ)資格及び条件変更申請書(別紙様式6)を提出するものとする。

(留学状況報告書)

第16条 在籍大学の長は、奨学金の支給期間終了後速やかに、支給対象者に学習成果に関する報告書を提出させるとともに、HUMAP留学生交流推進制度(海外インターンシップ)に係る留学状況報告書(別紙様式7)を理事長に提出するものとする。

(留学体験記)

第17条 在籍大学の長は、別途定める期限までに、支給対象者に留学内容や成果等について留学体験記を作成させ、HUMAPウェブサイトにより情報発信を行うものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、HUMAP留学生等に対する奨学金の支給等に関して必要な事項は、別に定める。

付則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。